次のとおり条件付き一般競争入札に付する。

令和８年１１月１２日

徳島県知事　後藤田　正純

１　入札に付する事項

(1)　借入物品の件名

徳島県警察行政情報システム用機器（賃貸借）

(2)　借入物品の数量

入札説明書による。

(3)　借入物品の特質等

入札説明書による。

(4)　借入期間

令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで

（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期契約継続）

ただし、翌年度以降において、この契約にかかる予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約を解除する。

(5)　納入場所

入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1)　必要な資格

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。

ウ　イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

エ　入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、５に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者。

オ　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

カ　本件入札に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

キ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(2)　資格審査の申請方法

２の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、５に示す応札仕様書等の提出期限までに一般競争入札参加資格申請書（様式第１号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、下記に示す場所において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して下記に示す場所へ提出のうえ資格審査を受けなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）審査結果の通知については、申請者へ通知が行われる。

資格審査担当場所

徳島市万代町１丁目１番地　徳島県庁４階
徳島県企画総務部管財課　調度担当
電話　　０８８－６２１－２０６７
ファクシミリ　　０８８－６２１－２８２８
電子メールアドレス　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

３　入札説明書及び仕様書の交付

(1)　交付場所

徳島市万代町２丁目５番地１
徳島県警察本部警務部会計課調度係
電話　　０８８－６２２－３１０１
ファクシミリ　　０８８－６２５－２４８４
電子メールアドレス　choudo2@police.pref.tokushima.jp

(2)　交付期間

令和８年１１月１２日（木）から同年１１月２０日（金）までの午前８時３０分から午後５時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の規定する休日を除く。）

４　入札に関する問い合わせ

令和８年１１月２４日（火）正午までに３の(1)に示した場所に文書で行うこと。（ファクシミリも可とする。）

５　応札仕様書等について

(1)　本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により提出期限までに提出し、応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)　応札仕様書等の提出期限及び提出場所並びに提出方法

ア　提出期限

令和８年１１月２５日（水）正午

イ　提出場所

徳島県徳島市万代町２丁目５番地１

徳島県警察本部会計課調度係

ウ　提出方法

持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、期限までに必着のこと。）

６　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　日時

令和８年１２月２３日（水）午前９時３０分

イ　場所

徳島県徳島市万代町２丁目５番地１

徳島県警察本部１階入札室

ウ　入札書の提出方法

直接持参

(2)　入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4)　入札保証金及び契約保証金

免除

(5)　入札の無効

ア　２に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　記名のない入札

ウ　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

エ　同一事項に対してした２通以上の入札

オ　他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

カ　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ　その他入札に関する条件に違反した入札

(6)　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ５によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7)　契約書の作成の要否

要

(8)　その他

詳細は、入札説明書による。